

住宅宿泊事業者（管理事業者）様へ

住宅宿泊事業（民泊事業）から発生する 「ごみ・資源」は、事業系ごみです 事業系ごみの処理は有料になります

★事業系ごみの処理方法 ➡ 民間ごみ処理業者（台東区より許可を受けている業者）に依頼するか、台東清掃事務所に相談ください。（どちらも有料になります。）

民間ごみ処理業者の名簿は右記二次元コードからご確認ください。



◎管理事業者が、責任をもって自己処理することが原則（事業者責任の原則）です。民間ごみ処理許可業者に委託をして処理する場合は下記、組合、協会へお問合せください。

- ・東京廃棄物事業協同組合（一般廃棄物） TEL：03-3232-6249
- ・（一社）東京クリーンリサイクル協会 TEL：090-2470-9688

◎ごみ量が少量の場合などは、台東清掃事務所（03-3876-5771）へ相談ください。
区の収集に事業系ごみを出す場合は、台東区の排出ルールに従ってごみを出す必要があります。

※ごみ量が少量＝収集曜日に 45L で 3 袋以内

不適正排出は「不法投棄」とみなされ罰せられる場合があります。

（例：ごみ処理許可業者以外への委託、指定された場所以外へのごみの排出、分別ルールの不徹底）

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条 ①、5年以下の懲役 ②、1千万円以下の罰金
③、または①と②の両方

通報

●その他の注意事項

・ごみの飛散や悪臭、収集日以外の排出など、ごみ出しに関するトラブルが多発しています。宿泊者に対して、ごみの分別などの、ごみ出しルールを必ず説明して下さい。

・マンションなどの集合住宅の場合は、届出住宅の管理者（管理組合など）と調整してください。

【お問合せ】 台東清掃事務所 TEL:03-3876-5771